

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度天下茶屋駅周辺地域のまちづくり検討調査業務委託

2 契約相手方

株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所

3 随意契約理由

西成区では、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画する第三期西成特区構想において、「西成区全体で子育て世帯の転出の抑制と流入の促進につながる魅力的なまちづくりに向けて、本格的に取り組・検討を開始する」こととしている。

とりわけ、天下茶屋駅を中心とした天下茶屋駅周辺地域（以下「駅周辺地域」という。）については、この先、なにわ筋線が開通し、新たな交通動線が整備されることを契機として、今のまちが抱える課題を解消しながら利便性の高い居住地となるようまちづくりを行い、若者や子育て世帯が住みやすい環境を整えていくことで、第三期西成特区構想でめざす「若年層の転入増加」と「子育て世帯の転出減少」へつなげていくこととしており、令和5年度より、天下茶屋駅周辺地域のまちづくり（以下「駅周辺地域のまちづくり」という。）の検討を進めている。

本業務委託では、第三期西成特区構想における駅周辺地域のまちづくり検討として、先行して検討している天下茶屋駅前まちづくり及び、「令和5年度天下茶屋駅周辺地域のまちづくり検討調査業務委託」の検討内容を踏まえつつ、より実現性のある具体的な検討調査を行うことを目的としている。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和6年7月2日に実施した令和6年度天下茶屋駅周辺地域のまちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託

2 契約相手方

日本工営都市空間株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

西成区では、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画する第三期西成特区構想において、「西成区全体で子育て世帯の転出の抑制と流入の促進につながる魅力的なまちづくりに向けて、本格的に取組・検討を開始する」こととしている。

天下茶屋駅周辺については、2031年（予定）のなにわ筋線の開業により、新たな交通動線が整備され、さらに高いポテンシャルが見込まれることから、今のまちが抱える課題を解消しながら、新たな流入層の受け皿として、若者や子育て世帯が住みやすい環境を整えるためのまちづくりをめざしている。

とりわけ、天下茶屋駅前では、駅前市有地を中心に、新たなまちのイメージアップにつながるまちづくりコンセプトを検討し、このエリアの魅力向上とその効果を駅周辺地域へ波及させることをめざし、令和4年度より検討を進めている。

本業務委託では、第三期西成特区構想を踏まえた天下茶屋駅前まちづくりの実現に向けた検討調査を行うことを目的とする。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和6年7月10日に実施した令和6年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）